

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B÷A) | 前年度 人件費率 |
|--------|-------------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-------------|
| 平成21年度 | (H22.3.31現在) 19,269人 | 千円 7,220,189 | 千円 200,958 | 千円 1,288,885 | % 17.9 | % 19.4 |

(注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支 = 歳入総額 - (歳出総額 + 翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 (A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 (B÷A) |
|--------|------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 平成21年度 | 人 135 | 千円 498,524 | 千円 78,450 | 千円 182,168 | 千円 759,142 | 千円 5,623 |

(注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は平成21年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 一 般 行 政 職 | | 技 能 労 務 職 | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 福 崎 町 | 320,519円 | 40.4歳 | 317,391円 | 50.0歳 |
| 国 | 325,579円 | 41.9歳 | 284,514円 | 49.3歳 |

(注) 1.一般行政職とは特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成22年度福崎町のラスパイレズ指数(国家公務員の給料を100として算出する)は100.4となっています。

4. 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 福 崎 町 | 国 |
|-------|-------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200円 |
| | 高校卒 | 140,100円 |

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|---------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 265,700円 | 302,500円 |
| | 高校卒 | 212,700円 | 265,700円 |

6. 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 計 |
|------------|-----|------------|-------------------|--------------------|------------|------|-----|-------|
| 標準的な職務内容 | 町参事 | 課 長 課参事 | 課 長 課参事 副課長 | 課長補佐 係 長 主 査 | 係 長 主 査 | 主 事 | 主 事 | |
| 職員数 (人) | 2 | 12 | 7 | 24 | 35 | 16 | 4 | 100 |
| 構成比 (%) | 2.0 | 12.0 | 7.0 | 24.0 | 35.0 | 16.0 | 4.0 | 100.0 |
| 参考 1年前の構成比 | 2.0 | 10.8 | 7.8 | 25.5 | 36.3 | 14.7 | 2.9 | 100.0 |

(注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

役場アルバイトの登録制度について

福崎町では、町が管理する施設(役場、保育所、給食センター等)で業務の一時的増加、職員の疾病、産休時に短期間でアルバイトを採用しています。
アルバイトは登録制になっており、採用時にはこの登録台帳により選考し、本人と契約します。
随時受け付けしています。希望者は総務課人事係(内線222)へ。

7. 職員の手当の状況

| 区分 | 福 崎 町 | 国の制度との比較 |
|---------------------------|--|---|
| 期末手当 勤勉手当 | (平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.25月分 0.70月分 12月期 1.35月分 0.65月分 計 2.60月分 1.35月分 | 同じ |
| | 職制上の段階・職務の 級等による加算措置 有 | 同じ |
| | (支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 | 同じ |
| 退職手当 | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%) | 同じ |
| | 退職時の 特別昇給 無 | 無 |
| 地域手当 (平成22年 4月1日現在) | 平成21年度から制度廃止 | 同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給) |
| 特殊勤務 手当 (平成21年度) | 職員全体に占める手当支給職員の割合 4.4% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 90,583円 手当の種類(手当数) 4 代表的手当 運転業務手当・衛生業務手当・現場作業手当など | 異なる |
| 時間外 勤務手当 | 21年度 支給総額 33,002千円 支給対象職員1人当たり年額 294,665円 20年度 支給総額 32,942千円 支給対象職員1人当たり年額 283,980円 | 同じ |
| 扶養手当 (平成22年 4月1日現在) | 配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 年度始め満15歳~年度未満22歳の加算額 5,000円 | 同じ |
| 住居手当 (平成22年 4月1日現在) | 借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円 自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円 | 同じ 無 |
| 通勤手当 (平成22年 4月1日現在) | 交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給 交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円 | 同じ 異なる 2km ~ 40km以上 2,000円 ~ 20,900円 |

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。
2.普通会計を対象としています。

8. 特別職報酬等の状況

| 区 分 | 給料・報酬月額 | | 期末手当 |
|-----|-------------|----------|------------------------------------|
| | 平成22年4月1日現在 | | |
| 給料 | 町 長 | 830,000円 | 6月期1.90月分 12月期2.00月分 計3.90月分 |
| | 副町長 | 673,000円 | |
| | 教育長 | 620,000円 | |
| 報酬 | 議 長 | 356,000円 | 給料・報酬月額に上の支給割合 を乗じた額が支給されます。 |
| | 副議長 | 265,000円 | |
| | 議 員 | 245,000円 | |

(注) 町長・副町長・教育長の給与減額措置
期末手当の役職加算(基礎額の10%)は平成20年度から
カットしています。

9. 定員の状況

部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

| 部門 | 区分 | 職員数 | | | 平成22年 の対前年 度増減数 | 主な増減理由 |
|---------------|------|-------|-------|-------|-----------------------|--------------------------------------|
| | | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | | |
| 一般行政 部門 | 議会 | 3人 | 3人 | 3人 | 0人 | |
| | 総務 | 26 | 28 | 29 | 1 | 中播農業共済派遣職員を1名増 |
| | 税務 | 9 | 9 | 8 | 1 | 1名を非常勤職員化 |
| | 民生 | 39 | 38 | 42 | 4 | 保育所事務、子育て支援セ ンターを教育部門から移管 |
| | 衛生 | 13 | 11 | 11 | 0 | |
| | 農林水産 | 8 | 8 | 10 | 2 | 地籍調査を土木から移管 |
| | 商工 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | 土木 | 15 | 15 | 14 | 1 | 地籍調査を農林へ移管、1名増員 |
| | 小計 | 114 | 113 | 118 | 5 | |
| 特別行政 部門 | 教育 | 45 | 46 | 38 | 8 | 保育所事務、子育て支援センターを 一般行政部門へ移管、非常勤職員化 |
| | 小計 | 45 | 46 | 38 | 8 | |
| 普通会計 | 計 | 159 | 159 | 156 | 3 | |
| 公営企業等 会計部門 | 水道 | 7 | 7 | 7 | 0 | |
| | 下水道 | 9 | 8 | 9 | 1 | 浄化センターで1名常勤職員化 |
| | その他 | 10 | 10 | 10 | 0 | |
| | 小計 | 26 | 25 | 26 | 1 | |
| 合 計 | 計 | 185 | 184 | 182 | 2 | |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分
を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常
勤職員を除いたものです。

10. 定員適正化手法の概要

第3次の定員適正化計画においては、行政サービスの
低下につながらないよう住民のニーズに合致した行政体
系を構築するとともに、時々々の情勢を把握し、具体的
には、現業職の退職不補充、事務事業の広域行政化、組
織・機構の改革、執務能率の向上、機械化の導入等を取
り入れ、職員の定員適正化に努めます。

11. 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

| 部 門 | 区 分 | H16年 (計画前年) | H17年 | H18年 | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 | H22年 目標数値 |
|-------|-------|----------------|------|------|------|------|------|------|--------------|
| 一般行政 | 計 画 | 増減数 | | 1 | 1 | | 1 | 3 | |
| | 職 員 数 | 132 | 131 | 130 | 130 | 129 | 126 | 126 | 126 |
| | 実 績 | 132 | 131 | 121 | 115 | 114 | 113 | 118 | |
| 特別行政 | 計 画 | 増減数 | | 2 | 1 | 1 | 4 | | |
| | 職 員 数 | 45 | 47 | 46 | 45 | 41 | 41 | 41 | 41 |
| | 実 績 | 45 | 47 | 50 | 48 | 45 | 46 | 38 | |
| 公営企業等 | 計 画 | 増減数 | | 1 | 2 | 1 | | | |
| | 職 員 数 | 24 | 23 | 25 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 実 績 | 24 | 23 | 24 | 25 | 26 | 25 | 26 | |
| 合 計 | 計 画 | 増減数 | | | | 2 | 5 | 3 | |
| | 職 員 数 | 201 | 201 | 201 | 199 | 194 | 191 | 191 | 191 |
| | 実 績 | 201 | 201 | 195 | 188 | 185 | 184 | 182 | |

定員適正化計画は、第3次の計画を策定し、国が指定する平成
22年度を目標年として、取り組んできました。簡素で効率的な
行財政運営をめざすため、平成22年度までに職員数を全体で
10人減員することとして取り組んできましたが、団塊の世代の
退職に加え、予期していなかった若年層の早期退職も多くあ
り、計画を大きく上回る19人の減員となりました。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線222)

詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

固定資産税における縦覧のお知らせ

平成23年度の固定資産税評価の縦覧を福崎町役場税務課において、4月1日から行います。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

「縦覧帳簿」で他の土地や家屋の評価額についても縦覧が可能です。

土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間

平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間
(土、日、祝日を除く)

縦覧のできる方

土地価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

家屋価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

②縦覧の申請時には、本人確認のため、納税通知書、課税明細書または運転免許証等の本人確認ができる書類を提示してください。

納税者の代理人（同居の親族を除く）の方は、納税者本人の納税通知書か課税明細書または委任状が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧について

自己の資産について記載された部分を、いつでも確認することができます。

この閲覧は、納税義務者本人、納税義務者と同居の親族、納税義務者の代理人（委任状必要）または納税管理者の方が閲覧することができます。

また、借地人・借家人は固定資産課税台帳のうち使用または収益の対象となる部分についても閲覧できます。借地人・借家人が閲覧できる部分は次のとおりです。

借地人

借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人

借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
なお、借地人・借家人が固定資産課税台帳を閲覧する場合には、借地人・借家人であることが確認できる書類が必要です。（契約書等）

納税義務者とその同居の親族以外の方が縦覧や閲覧をする場合は、委任状などに加え、窓口に来られた方の本人確認ができる書類も提示してください。

固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。

審査申出期間

納税通知書の交付を受けた日後60日までの間において、文書をもって審査の申し出をすることができます。（価格の据置年度にあたる平成23年度においては、新

たに価格が決定されたり、変更があった固定資産のみが審査申出の対象となります。）

家屋をとりこわした場合

とりこわし家屋報告書

家屋をとりこわした場合は必ずこの報告書を提出していただくこととなります。（当年中に建物滅失の登記をすまず場合は提出の必要はありません。）この報告書には、とりこわし業者の証明及びとりこわし後の現況写真が必要となります。一部とりこわしの場合とはとりこわし面積と残存面積がわかるもの（平面図など）も添付してください。

報告書を提出されなかった場合、家屋をとりこわしているのにも関わらず、固定資産税が賦課され続けることも起こりますので十分ご注意ください。

未登記家屋の名義を変更した場合

未登記家屋名義変更申請書

相続、売買、贈与等で未登記家屋の所有者が変わった場合には、この申請書を提出していただくことになります。登記をしている家屋は、所有権移転登記をすれば、法務局からの通知で把握でき、所有者を変更することができですが、未登記家屋はこの申請書を提出していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず提出してください。

必要添付書類

相続 遺産分割協議書等相続を証する書面（写）
印鑑証明書（新旧所有者）
売買 売買契約書（写） 印鑑証明書（新旧所有者）
贈与 贈与証書等（写） 印鑑証明書（新旧所有者）
建物特定する写真、図面等が必要となる場合もあります。

問い合わせ先 税務課 資産税係
(内線344・345・346)

県指定文化財・三木家住宅 保存修理工事報告

三福崎町文化財だより 56

福崎町教育委員会
神崎郡歴史民俗資料館

解体した建物の概要

既の工事中の作業風景

昨年の11月から始まった三木家の保存修理工事ですが、今年度の工事がほぼ完了しました。今年度は、来年度から開始する主屋修理工事に先立ち、表門と厩、南土塀の解体工事を実施しました。

今回は、施工したこの3つの建物、構造物についての工事概要と今回新たにわかったことを報告します。

表門
柱は栗材、梁は松材が使用されています。

工事では、素屋根、外部足場、内部足場を設け、屋根瓦を降ろし、樋の撤去、建具の取り外し、壁の撤去、竹小舞の撤去、構造材、造作材の取り外しを行いました。

厩
南側の一番東側に建っている建物で、柱は栗材、梁は松材が使用されています。現状は、屋根の瓦がずれ、雨漏りが発生し、梁などは

腐食し、東側に大きく傾いていました。

今回、屋根は、野地板の上に杉皮を二重に敷き、その上に土を用いて瓦を葺いていること、土壁は、真竹を縄で編んだ竹小舞下地の上に土が塗られていることがわかりました。また、縦の竹は丸竹、横の竹は割竹が使われ、竹小舞は、柱に打ち込んだ竹釘に引っ掛けする技法が使われていました。

工事では、素屋根等を設け、厩内民具と備品等の移動整理、また屋根瓦を降ろし、樋の撤去、建具の取り外し、壁と竹小舞の撤去、構造材と造作材の取り外しを行いました。

また、この建物は、解体してから復元するまでの期間が長いので、養生作業も行いました。

南土塀
安山岩の石積に版築という技法で作られています。屋根は、椀瓦葺きで古い

瓦が使用されていますが、全面的に葺き替えられました。版築は、5回に分けて叩き固めて積み上げられていました。

また、表門の西側から湯殿所までの低い部分とは、石積、版築の工法が異なっており、高い部分の石積は、角を五角形や六角形に加工して積んだ「亀甲積み」を崩した「亀甲崩し」という技法で作られています。

工事では、表門から湯殿所までの低い部分は解体し、湯殿所から西側の高い部分は石積が沈下した部分を解体し、石積から復旧しました。

今回の復旧工事では、地盤調査、地盤改良、石積復旧、版築、造作材の取り付けを行いました。来年度からは、いよいよ主屋の保存修理工事に取りかかります。



土塀 版築



厩 壁下地 (竹小舞)



屋根下地杉皮 取り外し



瓦 番付け



第69話

福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

神戸大学地域連携センター共同研究報告

三木家の西国巡礼 地域連携研究員 河野未央

今回は、大庄屋三木家と福崎町の村の人々との関わりを、天保8年(1837)から書き継がれた「諸事控」より紹介します。

この史料には、天保11年(1840)の春に、三木家六代当主通明の妻「お沙多(定)」が西国巡礼に出かける記事があります。

西国巡礼とは、近畿地方を中心に33か所の観世音菩薩を安置した霊場(札所)を巡る旅のことです。

お沙多の旅には同行者がいました。「宰領(旅の世話人)」に平岡平蔵、荷物持ちに宗助、そして付き添いに「かや」という女性です。

かやは溝口村(現姫路市香寺町溝口)の出身で、三木家に奉公人として勤め、その後三木家に絶えず出入りして

いたそうで、主従の関係ではありませんが、親しい間柄だったのでしょうか。

宰領の平岡平蔵は、板坂村庄屋、平岡平太夫の子息です。

『福崎町史』によると、板坂村は書写山円教寺(現姫路市)から世野山成相寺(現京都府宮津市)に向かう西国33か所巡礼の通過点で、巡礼者の宿もありました。そのような土地柄、平蔵は巡礼の旅についての知識・情報を多く耳にしていたと考えられます。まさに宰領としてうってつけで、

お沙多にとって心強い旅の同行者でした。

三木家では、3月3日(旧暦)が「門出之吉日」であるとして、門出の儀式を執り行っています。

同日昼に、旅立つ一行が使用する笠・

杖を「屋敷之床」に置いて、「本膳(儀式料理)」で出立を祝いました。もともとも実際の

朝も精進料理で本膳祝いをしています。その後5ツ時(午前8時頃)になり、一行は出

発しましたが、途中、粟賀(現神戸町粟賀)までは駕籠で送らせています。お沙多はこのように丹後国に抜ける生野街道を北上していますので、まず28番札所・成相寺をめざしたものと考えられます。



巡礼道道しるべ(板坂 路傍)

第57回文化財防火デー

昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損した日が1月26日です。その日を文化財防火デーとして、防火防災の啓蒙や訓練を行っています。

毎年、各地でこの文化財防火デーに伴い、歴史的価値の高い文化財建造物で消防訓練を実施することにより、通報要領の確認及び初動防衛体制の確立と防火意識の啓蒙を促すとともに、消防隊の遠距離中継送水の習熟並びに活動能力の向上、また併せて付近住民に対する防火心の高揚を図っています。

昨年度は、福崎町東田原(辻川)所在の兵庫県指定文化財の柳田國男生家、旧神崎郡役所(現神崎郡歴史民俗資料館)において行われました。

今年度は、神河町にある法楽寺境内及び越知川付近で「火災指令!! 231段を駆け上がり、消火せよ!!」というスローガンのもとに訓練が行われました。訓練は、法楽寺本堂内に灯されているローソクが何らかの原因で倒れ、収容物から木造の内装へと延焼拡大し、初期消火中の関係

者が煙にまかれ、1人が逃げ遅れた模様で、さらに本堂北側の山すそへと延焼拡大の恐れがあるとの想定で行われました。

訓練の内容は、消防隊と消防団が山門南側の越知川から水を吸い上げ、山門から本堂へと続く231段(高低差50m・長さ約170m)の急な階段をそれぞれホースを延ばしながら駆け上がり、出火点である本堂の迅速な消火をめざすというものです。

実際、火事が起これば平常心を保って消火活動を行うことは難しいです。そのため、実際の現場を想定しながら行う消防訓練は重要な訓練の一つです。

特に文化財建造物は、木造であるため、火事が発生すれば火が回るのが非常に早く、もし文化財建造物で火事が発生したときは、地域住民のみならずの助けが大きな力になります。

今後も防火訓練を実施していき、文化財の防火防災の啓蒙を行って行きたいと思えます。

ふるさと再発見

～小さな気づきが歴史をつむぐ～

【協力】神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター

入館無料

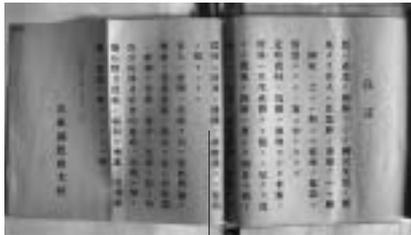
3月31日
まで開催

歴史民俗資料館だより

歴史民俗資料館では企画展を開催しています。今回は、本年度の神戸大学との共同研究により、新たに確認することができた地域の歴史資料をご紹介します。

大庄屋三木家の史料からは、江戸時代に姫路藩の大庄屋がどのように村々を治め相互に関わっていたのかや、元家老との文化的交流について、少しずつ明らかになってきました。

また、『播磨国風土記』や『峰相記』など地誌に描かれる福崎のようすもご覧ください。



兵庫農会宣言書 大正12年(1923)



諸事控 四番
天保8年(1837)より



旧姫路藩林制調査協力への感謝状
大正7年(1918)

共同研究報告会のご案内

神戸大学との共同研究調査の成果報告会を開催します。

さまざまな時代の福崎町域の歴史の話や大庄屋三木家住宅の保存・修理工事の最新情報など、郷土の歴史再発見の時間をお楽しみください。

日時 3月12日(土) 13:30～
場所 歴史民俗資料館 2階
報告者 地域連携センター研究員 ほか



～ひなかざりの作品～

同時開催

みんなのひなまつり

企画展開催中に展示室では「みんなのひなまつり」展を今年も開催します。

折り紙や布などで作った作りのひなかざりはありませんか。もしお持ちでしたら資料館まで連絡ください。

☎ 22・5699

平成22年度資料館のあしあと

平成22年度も資料館では郷土の歴史・文化にふれる活動をとおして、みなさんといっしょに地域の魅力をたくさん見つけることができました。主な活動のようすをご紹介します。

民俗辻広場まつり

今回は蝶展を開催し、世界のめずらしい蝶や町内で確認できる蝶を展示しました。

巡回展

「大庄屋三木家」

タイ音楽演奏会

ふくさき歴史体験隊

トライやる・ウィーク

準備や出前講座を体験！

連続講座

今年度は「地域の歴史遺産

をつなげよう」をテーマに5

回の講座を行いました。

町内仏像調査

神戸大学地域連携事業

本年度は主に大庄屋三木家

文書の史料分析を進めています。

新たに確認することができた地域の歴史は、企画展や

報告会でぜひご覧ください。

今年度は40人のふくさき歴史体験隊のみなさんといっしょに活動しました。

隊員たちが思いを込めてつくった大きなハニワが歴史前でお出迎えます！

体験隊の写真展



体験隊のようす(冬の天体観望会)



タイ音楽演奏会(7月)

姫路藩とふくさき

播磨国のふくさき絵巻

昨年、歴史民俗資料館では、10月23日から11月23日まで、特別展「姫路藩とふくさき」播磨国のふくさき絵巻」を開催しました。

本展では、江戸時代を通じて姫路藩領であった福崎町域の村々について、現存する村明細帳や絵図、そして姫路藩のもとにおかれた大庄屋の日々の職務について知る古文書や、藩主から寄進された仏像など約70点の貴重な資料を紹介しました。

これらの資料からは、当地域における江戸時代のくらし



多くの方にご来館いただきありがとうございました

に関する歴史を身近なものとして感じていただくことができましたのではないのでしょうか。

1枚の古い紙に墨で書かれた江戸時代の記録を調べていくことで当時のようすが少しずつ明らかになります。これからは展示をおして歴史・文化の再発見をお楽しみください。

会期中には、962人の方にご来館いただきました。本展の開催にあたり、資料調査をはじめ、ご協力いただきましたみなさんに厚くお礼申し上げます。



特別展図録「好評発売中」
(A4判・24ページ、300円)
歴史民俗資料館で販売しています。

あとがき

大庄屋三木家では保存修理工事が行われており、うまやと土塀が一部解体され屋根が開いた状態になっています。先日解体中にお邪魔して、土塀の断面をのぞいて来ました。

土塀の断面をじっくりみると、陶磁器の破片が刺さっていました。その破片は、小碗やお茶碗の底の一部分で、約300年前の江戸時代後期のものでした。

陶磁器の破片も土塀の材料にうまく再利用されていたのかなと思いました。

江戸時代の人々も、エコな生活をしていたのでですね。ものを大切にし、繰り返し使うものを工夫してうまく使う、大事な心がけですね。現代人も見習うところがたくさんありそうですね。



歴史民俗資料館利用案内

開館時間
午前9時～午後4時30分

休館日
月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日

入館料 無料

交通 JR播但線で福崎駅下車、徒歩約30分、またはバス・タクシーを利用。
車は播但連絡道・中国自動車道で福崎ICから約5分、または国道312号線を利用。



福崎町文化財だより ⑤⑥
発行 平成23年3月3日

・福崎町教育委員会
福崎町南田原 3116の1
☎ 07990220560

・神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原 1038の12
☎ 07990225699